

平成25年度

国の施策及び予算に関する提案・要望

平成24年11月

関東地方知事会

平成24年10月23日に開催した関東地方知事会議において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

平成24年11月

関東地方知事会

会 長	静 岡 県 知 事	川 勝 平 太
	東京都知事代理 副 知 事	猪 瀬 直 樹
	茨 城 県 知 事	橋 本 昌
	栃 木 県 知 事	福 田 富 一
	群 馬 県 知 事	大 澤 正 明
	埼 玉 県 知 事	上 田 清 司
	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	山 梨 県 知 事	横 内 正 明
	長 野 県 知 事	阿 部 守 一

目 次

1	緊急要望	1
2	地方分権改革の推進について	3
3	日米間の重要な懸案事項である横田基地の軍民共用化等の 早期実現について	11
4	東日本大震災からの復興と原発事故への対応について	13
5	地域経済・雇用対策の推進について	18
6	粒子線治療の医療保険適用について	19
7	難病対策の充実及び超過負担の解消等について	20
8	首都圏三環状道路の整備促進と一体的で利用しやすい料金 体系の構築について	21
9	新たな子ども・子育て支援制度の施行準備について	23
10	地方バス交通に対する制度の見直しについて	25
11	東日本大震災を踏まえた防災対策について	26
12	「山の日」の制定について	33

1 緊急要望

次の3つの決議事項については、特に、地方行政への影響が大きく緊急性が高いことから、趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

1 特例公債法案について

特例公債法案が先の通常国会で成立しなかったため、普通交付税の9月分の交付決定は、道府県分に限って、当面、月割り交付とすることとされ、さらに11月分について、市町村分を含め、当面交付を見合わせることにされたことは遺憾である。国においては、今後このような措置を繰り返すことがないように、責任ある対応をとること。

2 放射性物質を含む廃棄物の処分について

放射性物質汚染対処特措法により、国が処分することとされた8,000ベクレル/kgを超える焼却灰などの指定廃棄物については、迅速に処分を進める必要があることから、住民等の理解が得られるよう処分の安全性等についての説明を十分に行うこと。

また、指定廃棄物を国に引き渡すまでは、各事業者等が保管しなければならないことから、その間も適正な保管が維持できるよう、国が対策を講じること。

なお、8,000ベクレル/kg以下の廃棄物についても、処分先を斡旋するなど国の責任で最終処分場を確保すること。

3 雇用対策の推進について

地方においては、地域の実情に応じた経済対策及び雇用対策に取り組んでいるところであるが、より効果的な施策を実現するためには、国の継続的かつ積極的な支援が不可欠である。

そのため、特に緊急雇用創出事業について、実施期間を延長するとともに交付金の増額を図ること。

2 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠であり、その着実な推進を図ることが必要である。

政府は平成22年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、広範な分野にわたって取組方針を示し、地域主権改革関連3法や第二次一括法の成立、地域自主戦略交付金の創設など法律の制定や制度の創設・改正がなされた。

しかしながら、義務付け・枠付けの見直しに際して「従うべき基準」が多用されたことや、国の出先機関原則廃止に向けた成果が出ていないなど、地方の自主性・自立性を高めるといふ地方分権改革の見地からすれば、政府の取組は未だ不十分と言わざるを得ない。

今後政府は、新たな国と地方のあり方を視野に入れた検討を行うとともに、地域のことは地域に住む住民が決めるという地域主権改革の原点に立ち返り、大綱に掲げた取組の確実な実行と、国から地方への税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップのもと、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

さらに、厳しい経済・雇用情勢が続く中、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、三位一体の改革による地方交付税の削減や社会保障関係費等の増加により危機的な状況に陥っていることから、政府が進める社会保障制度の改革においては、企画立案段階から地方と十分な調整を行うなど、持続可能で安定的な財政運営ができる税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、次の事項について特段の措置を講じられるとともに、地域主権戦略大綱に基づく取組の成果や課題を踏まえ、「地域主権推進大綱（仮称）」を地方と十分な協議をした上で策定し、今後の地方分権改革を進めるに当たっての基本理念として共有いただきたい。

1 事務・権限の移譲

中央政府の役割は外交・安全保障などに特化し、地方でできることは地方に移譲するという観点から、地方分権改革推進委員会の勧告の内容等を受け止めた上で、地域主権戦略大綱で示された内容に留まらず、更なる事務・権限の移譲を早急に行うこと。

2 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進することができるようにするため、早期に国による義務付け・枠付け、関与について廃止を基本とした更なる見直しを徹底するとともに、条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大を進めること。

第三次一括法案については、速やかに成立させるとともに、条例制定に必要な政省令をその基準の設定根拠と併せて早急に示すこと。また、政府の要請を受け、地方が第4次見直しに向けた提案事項を取りまとめたところであり、見直しの質を高める観点から、政府はこれを真摯に受け止め、従来手法にとらわれることなく、地方との協議を行った上で、確実に見直すこと。さらに、第4次見直しで提案された条項に留まらず、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、これまでの見直しで未実施とされた項目や一部実施に留まっている項目及び見直しが手付かずの項目についても政治主導で見直しを実現すること。

設置基準等が条例に委任される施設等については、地方が独自に基準を策定しても国庫補助負担金や介護報酬の設定などを通じて、実質的に地方の自由度を損なわないよう、補助要綱等の見直しの考えを示すとともに、適切な財源措置についても留意すること。

これまでの見直しでは、例えば、福祉施設に配置する職員の数、居室の面積などについて「従うべき基準」が相当数設定されてい

るが、廃止又は参酌すべき基準へ移行するよう速やかに見直し、今後の見直しに当たっても、法制化により既に設定されたものの撤廃も含め、地方の裁量を許さない「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

さらに、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された、各府省における法案の立案段階での「チェックのための仕組み」を確立すること。

あわせて、国が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

3 国の出先機関の原則廃止

国の出先機関については、「補完性の原則」に基づき、事務・権限の必要性を精査した上で、国が担うべき事務・権限以外は地方に移譲し、原則廃止すること。

特に、移譲対象事務の受入主体については、特定広域連合等に限定することなく、地方側が求める場合には都県単独、広域連携による受入も可能とするとともに、移譲対象事務についても出先機関単位で全ての事務・権限に限定することなく、一部の事務・権限の受入を可能とすること。

さらに、地方が強く移譲を求めているハローワークや直轄道路・直轄河川については、財源措置等の具体的な制度的枠組みを明示した上で直ちに移管し、これら以外の事務・権限の移譲についても、府省の自己仕分けを協議の出発点とせず、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

なかでも、ハローワークについては、東西1箇所ずつ（埼玉県・佐賀県）のハローワーク特区の試行的実施に留まらず、各都県が行った「アクション・プランを実現するための提案」に誠実に対応し、全国一斉の移管を行うこと。

また、事務・権限の移譲に当たっては、政府が責任を持って、必要な税財源等を一体的に移譲するとともに、人員の移管についても、地方が必要とする人材の確保など地方と十分に協議を行うこと。

4 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化

「地域主権戦略大綱」では、国から地方への税源移譲の実現に向けた具体的な方策が明確に示されていない。

地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であることから、早急に税源移譲の実現に向けた具体的な方策を明確にすること。

その際、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

この場合において、税財源の調整が優先され、税源移譲の推進が地方間の水平調整に置き換えられることがないようにすること。

また、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直すこととされ、見直しの時期についても、地方消費税率の引上げ時期を目途とされている。この措置は、税の受益と負担の原則に反するとともに、地方税を充実するという地方分権の基本方向にも逆行するものであり、このような不合理な暫定措置は確実に撤廃し、地方税として復元すること。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間であっても、財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

5 社会保障関係費に係る安定財源の確保

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行

うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」の成立により、消費税率引上げ分の5%のうち、地方には1.54%が配分されることとなった。

当会では、今後、医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防等の住民生活に必須の行政サービスを地方が安定的に提供していくためには、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の拡充が必要であることを要望してきたところであり、今回の法案成立を評価するものである。

ただし、消費税率の引上げの実施に当たっては、税負担の逆進性を踏まえた低所得者への対応や中小事業者への配慮など必要な措置を講じること。

また、少子高齢化のさらなる進展に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれるため、地方が社会保障分野において担っている役割や地方単独事業の重要性を踏まえ、「社会保障制度改革国民会議」での検討に地方の意見を十分に反映させるとともに、「国と地方の協議の場」において、真摯に議論をし、社会保障サービスを安定的に提供していくために引き続き必要な財源の確保を図ること。

6 自動車関連諸税等の見直しへの対応

自動車関連諸税は、地方自治体の都市基盤整備などの貴重な財源となっていることから、現在の税率水準を引き続き維持し、地方の財源を確実に担保すること。

見直しを行う場合には、地方財政に影響が及ばないよう、地方の減収分について、地方税の拡充により確実に財源措置すること。

また、国税において「地球温暖化対策のための税」が設けられたが、地方が地球温暖化対策に果たす役割を適切に反映させる制度として、用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保す

る仕組みを創設すること。

さらに、原油価格の異常な高騰が続いた場合の軽油引取税などの課税停止については、一定の期間、適用を停止することとされているが、今後、当該措置が適用される場合には、国の責任において全ての地方自治体に対し、確実に減収分の補填措置を行うこと。

7 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方団体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源であることから縮減は行わないこと。

8 地方交付税の復元・充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

また、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、今後の地方財政対策において、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう地方交付税総額を充実すること。地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しによって対応することとし、臨時財政対策債は廃止すること。

臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

なお、特例公債法案が先の通常国会で成立しなかったため、普通交付税の9月分の交付決定は、道府県分に限って、当面、月割り交付とすることとされ、さらに11月分について、市町村分を含め、当面交付を見合わせることにされたことは遺憾である。国

においては、今後このような措置を繰り返すことがないよう、責任ある対応をとること。

9 地域自主戦略交付金の見直し

本来、国庫補助負担金改革は、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく、最終的には自主財源である地方税として税源移譲することが目的であることから、地域自主戦略交付金が税源移譲までの経過措置であることを明確にすること。

制度設計に関しては、国と地方の協議の場や地域主権戦略会議等において十分に議論し、今後も対象事業・要件の拡大を図るなど、より柔軟に地方の知恵と創意が活かせるものとする。

なお、経常補助金については、全国画一的なものや地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な経費を対象とするものは一括交付金の対象としないこと。

また、一括交付金を財政力格差の是正の手段として用いないこと。

配分に当たっては、地方における社会資本整備事業等の重要性に配慮し、地方が真に必要とする公共事業を着実に実施できるよう、地域自主戦略交付金をはじめとする公共事業関係の交付金について、必要な予算の総額を確保し、一括交付金化を国の財源捻出の手段としないこと。また、客観的指標に基づく配分については、地域の実情をより考慮したものとする。

制度の運用面の改善としては、補助金等適正化法の適用除外や内閣府への事務の一元化など事務手続きの簡略化・効率化をより一層図るとともに、地方の予算編成に支障を来たさないよう、翌年度の対象事業とその要件、配分の基本方針等を早期に示すこと。

10 直轄事業負担金制度の改革

地域主権戦略大綱においては、平成25年度までに現行の直轄

事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得ることとされているが、地方との協議など制度廃止に向けた具体的な取組は一向に進んでいない。

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであり、地方分権の観点から極めて不合理な制度であることから、制度廃止に向けた具体的な手順等を盛り込んだ工程表を作成し、早期に廃止すること。

また、直轄事業負担金の廃止に向けては、社会資本整備の着実な実施にも配慮しつつ、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

11 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

12 「国と地方の協議の場」の実効性確保

国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係のもと、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議すること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、分科会も積極的に活用するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

3 日米間の重要な懸案事項である横田基地の軍民共用化等の早期実現について

横田基地の軍民共用化は、空港利用が不便な関東地方西部地域の航空利便性の向上、空港容量が逼迫する首都圏の航空事情の改善、グローバルな企業活動に不可欠なビジネス航空受入れ体制の強化のため、早期に実現すべき国家プロジェクトである。軍民共用化に関する日米協議は、「再編実施のための日米のロードマップ」で定められた期限内に合意に至らず、その後も本会議で早期実現を要望しているが、進展が見られない。

こうした中、本年4月の東京都知事と米国務次官補の会談がきっかけとなり、日米首脳会談において、野田首相がオバマ大統領に共用化の検討を求め、改めて日米間の重要な懸案事項として取り上げられた。これを受け、7月には国と東京都の局長級会議が開かれたところである。今後は、軍民共用化の早期実現に向けて、日本側の体制を固め、協議を具体的に進める必要がある。

また、一都八県にまたがる横田空域の返還は、首都圏空域を再編成して、我が国が一体的に管制業務を行うことにより、安全で効率的かつ騒音影響の少ない合理的な航空交通を確保していくために不可欠なものである。「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、同空域の一部については平成20年9月に返還されたところであるが、軍民共用化と合わせ、横田空域の全面返還の実現に向け米国との協議を着実に進展させることが必要である。

そこで、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

- 1 横田基地の軍民共用化について、米国との協議を具体的に進め、その早期実現を図ること。
- 2 横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するよう、米国に

改めて強く働きかけるとともに、同空域を活用した合理的な航空路を設定すること。

4 東日本大震災からの復興と原発事故への対応について

東日本大震災から一年半以上が経過したが、被災したインフラの復旧は着実に進んできているものの、原発事故に伴う風評被害や健康不安など多くの影響が残っており、本格的な復興への道のりは未だ道半ばである。

国民の生活や地域の経済活動は、依然として厳しい状況が続いており、このような状況を克服し、国民の安全・安心な生活を一刻も早く取り戻すためには、引き続きあらゆる面で国の支援が不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 東日本大震災からの復興

(1) 復興交付金の柔軟な運用について

被災自治体が提出した交付金事業計画については、地域ごとの実情を十分に配慮の上、早期に幅広く採択すること。

また、海岸防災林の整備など、被災自治体が提案する事業について基幹事業に追加するなど交付金制度の柔軟な運用を図ること。

(2) 地方財政措置の充実について

復旧・復興事業に係る地方負担分については、引き続き震災復興特別交付税等により、その全額について地方財政措置を講じること。

また、震災復興特別交付税については、通常地方交付税との別枠措置を継続すること。

(3) 社会資本整備総合交付金（復興）について

社会資本整備総合交付金（復興）について必要十分な予算額を確保するとともに、その地方負担については、復興交付金と同様、特別交付税による全額措置制度を引き続き堅持していくこと。

また、海岸の津波対策など対象事業の拡大を図ること。

(4) 中小企業等グループの施設復旧・整備への支援について

中小企業等グループ補助金については、甚大な被害を受けた中小企業者の施設・設備の復旧・復興に大きな効果を発揮しており、いまなお需要が大きいことから、追加予算を確保するとともに十分な配分を行うこと。

(5) 雇用対策の推進について

被災地等における「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」事業の円滑な推進を図るため、実施期間を延長するとともに、交付金の増額を図ること。

(6) 学校施設の耐震化の促進について

小中学校施設の耐震化を更に促進するため、I s 値0.3以上の建物についてもI s 値0.3未満の建物と同様の国庫補助の嵩上げ措置を講じるとともに、必要な財源を確保すること。

(7) 災害に強い道路ネットワークの整備について

高速道路は、今後予想される首都直下地震の際に緊急輸送道路として極めて大きな役割が期待されることから、首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路及び東関東自動車道について一日も早く全線を開通させること。

また、高速道路を補完する直轄国道の早期整備を図ること。

(8) 災害に強い医療体制づくりについて

甚大な被害を受けた医療施設に対する財政支援措置を充実するとともに、災害時の医療体制を強化するため、医療施設の耐震・免震化の推進、災害医療の拠点となる病院の整備、自家発電装置の整備等に対する財政支援措置を充実すること。

(9) 地域医療再生計画の計画期間の延長について

震災の影響等による計画の見直しや医療機関の再編・統合など地域の医療課題の解決には相当の期間を要することから、

第1次及び第2次地域医療再生計画の計画期間を平成27年度まで延長すること。

(10) 東北の災害廃棄物の広域処理について

東北（岩手県・宮城県）の災害廃棄物を受け入れる場合、自治体や民間事業者が必要とする費用を全て国が負担すること。

2 原発事故への対応

(1) 除染対策について

放射性物質汚染対処特措法に基づき除染実施計画を策定する地域はもとより、計画策定を必要としない地域であっても、市町村等が実施した除染の経費については、東京電力株式会社及び国の責任において必要な措置を講じること。

また、除染に伴い発生した土壌の最終処分の方針を早急に示すなど、除染推進のため万全の措置を講じること。

(2) 放射性物質を含む廃棄物の処分について

放射性物質汚染対処特措法により、国が処分することとされた8,000ベクレル/kgを超える焼却灰などの指定廃棄物については、迅速に処分を進める必要があることから、住民等の理解が得られるよう処分の安全性等についての説明を十分に行うこと。

また、指定廃棄物を国に引き渡すまでは、各事業者等が保管しなければならないことから、その間も適正な保管が維持できるよう、国が対策を講じること。

なお、8,000ベクレル/kg以下の廃棄物についても、処分先を斡旋するなど国の責任で最終処分場を確保すること。

(3) 放射性汚染水について

福島第一原子力発電所に保管している放射性汚染水について、絶対に海洋放出を行わないよう、東京電力株式会社に対

して適切に指導・監督を行うこと。

(4) 放射線及び放射性物質のモニタリング調査について

放射能に対する国民の不安を払拭するとともに、風評被害を防止するため、国の責任において、放射線及び放射性物質のモニタリング調査などを十分に行うとともに、その結果を国民にわかりやすく説明するなど、必要な対策を強化すること。

(5) 放射線被ばくの健康影響について

国において、対象者、対象地域などの必要な条件を設定し疫学的な調査を実施するとともに、その結果及び評価をわかりやすく継続的に情報提供するなど、国民の不安の解消に努めること。

(6) すべての損害の早急な賠償について

原発事故と相当因果関係が認められる損害については、すべて賠償の対象とするとともに、早急に賠償金全額を支払うなど、国と東京電力株式会社が責任を持って対応すること。

特に、ホテル、旅館、土産物店、ゴルフ場、不動産業などにおける売上げ減少等については幅広く賠償の対象とすること。

また、平成23年8月に策定された原子力損害賠償紛争審査会の間接指針についても、原発事故後に蓄積された客観的な各種データに基づき、観光業など風評被害を受けた地域を追加拡充すること。

(7) 風評被害対策について

原発事故の影響により、国内外からの観光客等が大幅に減少しているほか、農林水産物の出荷制限が依然として続くなど、非常に深刻な状態が生じている。国においては、原発事故による風評被害の払拭に積極的に取り組むとともに、地方の取り組みに対し十分な財政支援を行うこと。

また、放射線量等に関する正確な情報を国内外へ発信するとともに、風評被害の大きい地域への観光促進キャンペーンや国際会議の誘致など誘客対策等に強力に取り組むこと。

さらに、農林水産物や食品・工業用品等の輸入規制を行っている諸外国に対し、政府間交渉により輸入再開を実現するとともに、食品等の証明書発行は国が責任を持って行い、やむを得ず地方公共団体が行う場合は、必要な経費について十分な財政措置等を講じること。

- (8) 査証発給手数料免除措置の拡充及び中国人個人観光客向け「数次査証」の発給要件の緩和について

査証発給手数料免除措置の対象となる地域及び中国人個人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域の拡大を図ること。

- (9) 医師確保について

風評被害による採用辞退や退職により医師不足に陥っている地域の医療機関に対し、震災前の診療機能が回復できるよう引き続き医師派遣を行うとともに、緊急的な医師確保のために必要な財政支援措置を講じること。

5 地域経済・雇用対策の推進について

長引く円高、福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害、電力供給の制約、加えて東京電力株式会社管内の電気料金値上げ等により、企業は生産拠点の海外移転等を加速しており、地域の経済・雇用情勢の悪化が懸念されるとともに、長期の景気低迷により中小企業等の経営環境は厳しさを増している。

地方においては、地域の実情に応じた経済対策及び雇用対策に取り組んでいるところであるが、より効果的な施策を実現するためには、国の継続的かつ積極的な支援が不可欠である。

また、成長産業の創出や円高の是正など抜本的な対策に迅速に取り組む必要がある。

については、以下の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 中小企業の経営改善・事業再生支援や受注確保、企業立地促進策など、地域の実情に応じた経済対策に対し、十分な支援を行うこと。
- 2 緊急雇用創出事業について、実施期間を延長するとともに交付金の増額を図ること。
- 3 環境・エネルギーや医療、食、観光など、成長産業の創出について積極的に取り組むこと。特に、総合特区を活用して成長産業を創出する取組に対しては、内閣府が総合調整機能を発揮し、集中的な支援を行うこと。
- 4 企業の競争条件について、諸外国との均衡を図るため、異常な水準の円高の是正などの適切な対策を実施すること。

6 粒子線治療の医療保険適用について

がんは、我が国において昭和56年から死因の第1位となっており、年間30万人以上、実に3人に1人ががんで亡くなるなど、国民にとって重大な問題であり、これから一層進展する高齢化社会において、患者数はますます増加することが予想されている。

こうした中、各地で粒子線治療施設が設置され、治療が実施されている。この治療法は、これまでのがんの主な治療法である、外科手術、化学療法及び一般の放射線治療と比較して、正常部位への影響を極力押さええながら、がん細胞を殺傷することができ、生活の質を落とすことなく治療できるなど、大きな期待が寄せられている。

現在、国内において重粒子線が3基、陽子線は7基の施設が稼働しており、さらに、各地で新たな整備が予定されるなど、今後、より多くのがん患者が粒子線治療を受けられるようになる。

しかしながら、粒子線治療は、先進医療としての位置付けにとどまり、保険診療との併用が認められるものの、先進医療部分で必要となる300万円前後の高額な治療費については、全額患者の負担となるなど、経済的負担が多大となっている。

こうした状況を踏まえ、国においては、患者個人の経済的負担を軽減し、粒子線治療を望む多くの人々が治療を受けられるよう早急に医療保険の適用を認められたい。

7 難病対策の充実及び超過負担の解消等について

公費負担の対象となる特定疾患として、国の特定疾患治療研究事業実施要綱により、現在56疾患が指定されている。

難病患者に対する医療費の公費負担は、実施要綱に基づき、都県が支出した費用に対して、原則としてその2分の1を国が補助することとされている。

しかしながら、国の予算が医療費の伸びに対して十分に確保されていないため、本来、国が負担すべき額が交付されていない。このため、都県においてその不足分を負担せざるを得ない状況が続いており、地方財政を圧迫している。

都道府県の超過負担について、「国と地方の協議の場」で、平成24年度における暫定的対応として、年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分の一部269億円を活用することとされたが、その後については「早期の解消を目指す」とされたのみであり、恒久的な財源確保が必要である。

一方、難病患者からは特定疾患の追加指定を求める要望が数多く寄せられている。

平成24年8月、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会は、特定疾患治療研究事業の法制化や公費負担対象疾患の拡大を盛り込んだ中間報告を発表した。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 難病対策の一層の充実を図り、速やかに法制化を進めること。
- 2 医療費助成における地方の超過負担を恒久的に解消するため、国は十分な予算を確保すること。

8 首都圏三環状道路の整備促進と一体的で利用しやすい料金体系の構築について

持続可能で活力ある国土・地域の形成のためには、国民の安全・安心を守り、地域経済の活性化や地域連携、国際競争力の強化などに資する高速道路ネットワークの機能強化は喫緊の課題である。

特に首都圏では、首都圏中央連絡自動車道や東京外かく環状道路などの環状道路の整備が遅れており、都心部への自動車交通の集中による深刻な交通渋滞や災害時における代替性・多重性の欠如などを招いている。

首都圏三環状道路は、これらの問題を解決することが期待されるとともに、首都圏の広域的な連携を図る上でも重要な道路である。

とりわけ、首都圏中央連絡自動車道は、首都圏から放射状に延びる高速道路とネットワークを形成し、東日本と西日本を結ぶ大動脈であるとともに、東京湾アクアラインと一体となって、成田空港と羽田空港をはじめ、陸・海・空の拠点を結ぶ首都圏における基幹ネットワークであるが、大栄・横芝間については、他の区間と比べ事業の進捗が極めて遅れている状況にあり、早期の全線開通に向けた取組みが急務である。

一方、高速道路は、運営主体・料金体系が異なる複雑でわかりにくい料金や環状道路を利用することによる割高感などにより、ネットワークとしての機能を十分に発揮できていない状況にある。

国では、今秋から社会資本整備審議会道路分科会の国土幹線道路部会において、料金施策の検討に着手するところであり、東京湾アクアラインを含む首都圏の高速道路について、ネットワークとしての機能を十分に発揮できるよう一体的で利用しやすい料金体系を構築することが必要である。

については、このような状況を踏まえ、次の事項を要望する。

- 1 首都圏三環状道路である首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路、首都高速中央環状線の早期完成を図るとともに、これらに必要となる財源を確保すること。

- 2 首都圏中央連絡自動車道で開通目標が明確でない区間について、早期完成に向け、より一層の整備を推進すること。
特に、大栄・横芝間について、来年度から全線にわたり本格的な事業の展開を図り、ミッシングリンクとならぬよう早期開通を図ること。

- 3 首都圏の高速道路について、より外側の環状道路へ交通誘導を行うとともに、同一発着同一料金を基本とし、複数の料金体系による割高感の解消や、長距離利用者や大型車の利用促進等にも対応した一体的で利用しやすい料金体系を実現すること。
とりわけ、東京湾アクアラインについては、首都圏における交流・連携の強化、地域経済の活性化や都心部の迂回機能を強化させるため、現在進められている料金引下げ社会実験の検証結果などを十分踏まえ、地方負担を伴わないよう、国策として恒久的な通行料金の引下げを実施すること。

9 新たな子ども・子育て支援制度の施行準備について

子ども・子育て支援関連3法が平成24年8月10日に成立し、27年度からの本格施行をめざしている。

新たな制度の施行準備に当たっては、消費税の増税財源を活用して子ども・子育て支援の充実を図るという制度変革の趣旨・目的を具体化するとともに、関係する基準等を短期間に検討し、混乱なく制度の移行を進める必要がある。

そこで、子ども・子育て支援の確実な充実と円滑な制度移行が図られるよう、次の点に特に留意して準備を進められたい。

- 1 給付対象施設・事業の認可・確認や保育の必要性の認定、給付水準などの具体的設計に、保育・教育現場の実態や地域の実情が反映されるよう、地方自治体をはじめとした関係者への十分な説明、協議等を行うこと。
- 2 利用者、事業者の新制度への十分な理解が図られるよう、国として、広報・周知に努めること。
- 3 新制度移行までの安心こども基金の延長を早期に決定するとともに、事業計画策定に向けたニーズ調査等、移行に必要な準備のための事業を基金で実施できるように制度の拡充及び必要な積み増しを行うこと。
- 4 子ども・子育て支援に係る人材確保・育成策について早急に検討を進め、保育士・教員等の待遇改善や育成が十分に図れる給付水準の設定など、具体的かつ実効性ある対策を講じること。
- 5 地方自治体独自の保育施策が待機児童対策として大きな役割を

果たしていることを考慮し、大都市部など保育ニーズが拡大する地域の保育所の認可等に当たっては、地方自治体が地域の実情に応じた対応ができるよう、地方の裁量を拡大すること。

- 6 新制度移行後における、児童福祉法に基づく保育所整備への交付金については、増大する保育需要への対応が適切に図られるよう、現行の安心こども基金の補助水準（補助率：4分の3以内）を維持するとともに、必要な予算を確保すること。

10 地方バス交通に対する制度の見直しについて

地方バス路線は、今後の高齢化の進展を踏まえると、地域の足として、その重要性は高まっており、その維持は喫緊の課題となっている。

しかしながら、複数の市町村間をバス事業者が運行している幹線系統については既存路線の維持に重点が置かれている一方、市町村が運行しているフィーダー系統は自らの市町村内での利便性を優先して運行されており、両系統の統合が取りにくい状況にあり、双方が衰退する原因となっている。

については、幹線系統とフィーダー系統が相互に補完し、地域の足の確保が可能となるよう、制度や仕組みを見直すとともに、地方財政を圧迫している地方バス路線に対する補助制度に関して、次のとおり要望する。

- 1 地方におけるバス路線の維持に関する法制度を確立するとともに、国（地方運輸局）・都道府県・市町村・バス事業者による協議の場を設け、地域にとって望ましいバス路線のあり方と料金等について決定する仕組みを設けること。

なお、バス事業に係る旅客自動車運送事業の許認可権限については、早期に地方への移譲を進めること。

- 2 地域公共交通確保維持改善事業におけるバスの運行に対する補助制度については、次のとおり拡充すること。
 - (1) 地域間幹線系統については、運行実績に基づいて赤字額を補填する制度に改めること。
 - (2) 市町村による地域内の足の確保を容易にするため、フィーダー系統の補助要件を緩和するとともに、補助金額の算定方法を見直すこと。

11 東日本大震災を踏まえた防災対策について

昨年3月に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害が発生するとともに、それまでの地震・津波対策、原子力防災対策の転換を迫るものとなった。

また、本年8月に国が公表した南海トラフ巨大地震による被害想定は、発生頻度は極めて低いとされてはいるが、最悪の場合で約32万人の死者数が予測されるなど深刻な内容となっている。

首都直下地震や南海トラフ巨大地震等のプレート境界型地震の発生の切迫性が指摘されている関東地方知事会としても憂慮すべき事態であり、今後、新たな対策に取り組んでいく必要がある。

よって次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 東日本大震災の教訓を踏まえた総点検

東日本大震災では、それまでの国の想定を超える規模の地震と津波が発生している。首都直下地震や東海地震においては、国の被害想定に基づき対策大綱や応急対策活動要領等が定められているところであるが、東日本大震災の教訓を踏まえ、早急に対策大綱等を見直すこと。

2 新たな広域応援体制の確立

東日本大震災における広域応援では、国の各省庁、全国知事会、全国市長会・全国町村会が所管ごとに個別の応援を決定・指示したため、効率的・効果的な応援の支障となった。

首都直下地震や南海トラフ巨大地震等のプレート境界型地震などの大規模災害では、国が広域応援における主導的な役割を果たす必要があることから、広域応援の実施に対応する専属組織を内閣府などにおいて平時から設置し、地方自治体による応援を含む全ての被災地への応援の調整・指示を一元的に行うこと。

また、地方自治体による支援では、都道府県がその管内の市町村等と連携して同一の被災地に対して集中的な応援を行い成果を上げたことから、その体制整備の支援を行うとともに、地方が応援に要した経費の全額を国が負担する制度を創設すること。

3 日米間の防災協力体制の整備

東日本大震災の救出・救助活動等においては、米軍からの支援を受け、大きな成果が上がったところである。今後、大規模災害発生時には米軍と綿密な連携を取ることができるよう、日米間で防災協定を結ぶなどの協力体制を整備すること。

4 大規模地震に対応した基幹的広域防災拠点の整備

- (1) 首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生時、国と地方の関係機関が連携して、被災地への支援が迅速に実施できるよう、救援物資等の輸送拠点や現地対策本部の機能等を有する基幹的広域防災拠点をより多くの地域に整備すること。
- (2) とりわけ、既存の基幹的広域防災拠点が被災した際の代替機能を確保するため、東北、北陸、関西等各方面との高速道路のJCT等交通の結節点や空港、港湾周辺などに複数の基幹的広域防災拠点をさらに整備すること。

5 総合的な津波対策の推進

地震・津波対策における新たな構造基準の早期策定や現在整備中の津波対策施設の早期完成を含め、地震対策緊急整備事業等における総合的な津波対策を推進すること。

また、先日、国から示された南海トラフ巨大地震の被害想定及び今後、示される首都直下地震の被害想定並びに「津波防災地域づくりに関する法律」の施行を受け、地方自治体が緊急に取り組む津波対策施設等の新設、改良整備事業への重点投資を行うこと。

加えて、高齢者や障害のある人、児童等が利用する社会福祉施設等の高台移転や高層化等の津波対策に係る財政支援等の措置を講じること。

6 災害に強い地域づくりの推進

沿岸部における津波避難路の整備等と併せて、沿岸部からの企業や住居等の移転の受け皿となる内陸部の地域づくりを行い、これらを繋ぐ地域間の連携軸を形成することにより、防災・減災の充実・強化を図ることができ、災害に強い地域づくりを実現し、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進する。そのための規制の緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

7 大規模災害に対応した生活再建の支援制度の創設

被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害においては、特別立法等により対応すること。

8 建築物等の耐震化の促進

住宅の耐震化は、住宅の倒壊から住民の命を守るだけでなく、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会的負担を軽減する効果があることから、これを早急に進める必要がある。

しかし、現行の補助制度については、住宅の耐震補強に対する補助金の額が、補助対象限度額である耐震改修に要する費用（耐震改修工事費に23%を乗じて得た額）の2分の1以内の額となっているが、地方で実施している補助制度に適應できないことや、事務処理が煩雑となり小規模な市町村では対応できないため、これを廃止し、地方公共団体が補助する額の2分の1以内の額とすること。

また、高齢者世帯における木造住宅の耐震化を推進するため、

高齢の親と別居する子どもが親の住宅の耐震補強を行う場合には、その費用を子どもの所得税から控除する制度を創設すること。

さらに、災害時に避難所等となる学校施設や病院、緊急交通路となる高速道路の耐震対策を強化すること。

9 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 福島第一原子力発電所の事故に係る政府、国会及び民間の事故調査・検証委員会や原子力安全・保安院の意見聴取会等による検証結果及び東日本大震災以降の地震・津波等から導かれた知見や教訓を基に、原子力安全対策及び原子力防災対策を抜本的に見直し、強化すること。この際、見直しに関する工程表を早急に提示すること。

また、引き続き徹底した事故原因の究明を行い、新たに得られた知見については、その都度、適切に安全対策に反映させること。

さらに、原子力規制委員会については、中立公正で高い独立性・専門性を持ち、徹底した情報公開による透明性を確保することによって、真に国民の理解と信頼が得られる安全規制体制とすること。

- (2) 原子力安全対策については、上記（1）に基づき耐震設計審査指針を含む安全審査指針類を見直し、新たな基準を制定した上で、全国の原子力発電所を対象に新たな基準への適合性を早急に審査すること。

なお、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策の評価、確認に関する工程表を早急に提示するとともに、その工程表に基づき厳正な評価、確認を行うこと。

また、今後高経年化や40年運転制限の導入により見込

まれる原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料及び原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。

- (3) 原子力防災対策については、原子力災害対策特別措置法等の関係法令、防災基本計画等に基づき、国が必要な予算を確保し、責任を持って実施すること。

併せて、原子力規制事務所に配置される安全対策及び防災対策の専門職員を大幅に増員するなど、現地における国の危機管理体制を早期に構築すること。

- (4) 「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」及び「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」の範囲において実施すべき防護措置実施の判断指標として設定することとされた「緊急時活動レベル（EAL）」及び「運用上の介入レベル（OIL）」に係る発動基準などのUPZの範囲において実施すべき具体的な防災対策等を速やかに示すこと。

さらに、具体的な避難方法、避難場所、支援要員の確保等の対応策を示すほか、避難道路、港湾等の整備・維持、モニタリング体制の強化等について、国として、地方公共団体の支援を充実すること。

また、原子力施設ごとのUPZの範囲を示すこと。

- (5) PAZを概ね5 km、UPZを概ね30 kmを目安に設定されることとなったことに伴い、関係地方公共団体においては環境放射線モニタリング体制、防災資機材、緊急被ばく医療体制等の拡充整備を早急に進める必要があることから、引き続き放射線監視等交付金や原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の増額や、地域の実情を踏まえた自主的な取組の尊重など特段の財政措置を講じること。

なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村

に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。

また、今後具体的に検討するとされた「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A）」については、早急に検討を進め、安定ヨウ素剤の配備等所要の措置を国の責任において実施すること。

- (6) 原子力災害に伴う広域避難のあり方については、福島第一原子力発電所事故に伴う避難の実態、P A Z及びU P Zの設定、地震・津波と原子力事故による複合災害などを勘案して、国、地方公共団体、防災関係機関等が事前に協議を行う必要があることから、このような調整において国として主導的な役割を果たすこと。

特に、避難の際に自家用車を使用することの適否について、複合災害も想定した上で、国としての見解を中央防災会議において取りまとめ、提示すること。

- (7) オフサイトセンターについては、原子力発電所等に近接しているものや、津波等による被災の懸念があるものについては、その立地そのものを早急に見直し、移転等の措置を講じること。

これに伴い、新たな施設を整備する際は、国において実施するとともに、整備後の管理も行うこと。

なお、移転により使用しなくなる既存のオフサイトセンターについては、国において立地道府県に負担のない合理的な整理方法の検討を行うこと。

- (8) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（S P E E D I）については、避難等の防護措置を講じる際に有用なシステムであることから、原子力防災対策上の位置付けを明確にするとともに、より広域での計算を可能とするなどシステムの改善を図ること。

なお、その活用方法、機能強化内容を具体的に示し、有用

なシステムであることの共通認識が持てるようにすること。

また、当該システムの接続を希望する都道府県に拡充すること。

- (9) 上記(1)～(8)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、分かりやすい説明を行い、国民の理解を得るよう最大限の努力をすること。

12 「山の日」の制定について

我が国の国土の約7割は、森林を主体とした山が占めており、山は、国土の保全、水源のかん養など国民生活に不可欠な機能を有している。

また、国民は、古来より山を身近な自然として親しむとともに、その生活の中で伝統文化や産業を育んできており、山は林業のみならず観光などの地域の貴重な資源である。

さらに近年、地球温暖化の影響が顕在化する中で、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての役割にも大きな期待が寄せられている。

このように、山は国民全体の財産であり、山のもたらす様々な恩恵を、将来にわたり享受できるよう、国民全体が山に感謝し、山を守り育てていくための意識の向上を促すため、まずは国として「山の日」を制定し、将来の祝日化を検討されたい。